

第4章

フランスの植民地政策

コートジボワールの歴史研究者、アモン・ダビイ (Amon d'Aby) は、フランスによるコートジボワールの植民地化の過程を2つの時期に区分している。その第1期は19世紀前半、フランスが通商拠点の確保を目的としてギニア湾沿岸の諸部族と外交的手段を通じて保護領条約または通商条約を締結していった時期であり、第2期は19世紀末から20世紀初頭にかけてヨーロッパ帝国主義列強の領土拡張競争のなかで、フランスが沿岸部の拠点から内陸部に向かって武力を背景に勢力を拡大していった時期である。

本章では、まず上記のアモン・ダビイの著書⁽¹⁾に主に依拠して、フランスとの保護領条約締結の当事者として登場したコートジボワール側の主体の性格について、次に第2の時期にフランス植民地軍が武力を背景に内陸部に勢力を拡張していった際、これに対抗あるいは服従することになったコートジボワール側の政治的組織の規模・性格について、それぞれ検討することによって、植民地化前夜におけるコートジボワールの部族的構成の状況を明らかにする。そして最後に、植民地化が完了したのち植民地支配がこの部族的構成にどのような影響を及ぼすことになったのか、具体的には植民地政府が行政上の必要から設定した行政区画が、コートジボワールの部族的構成とどのようにかわり、それにどのような影響を与えることになったのかという問題を検討する。

I 保護領条約

コートジボワールの沿岸諸部族との保護領条約の締結に活躍したのは、フランスの西アフリカ沿岸海軍基地所属の海軍大尉、E・ブエ＝ヴィヨメ (Edward Bouët-Willaumez) であった。彼はボルドーの貿易商たちの要請をうけてフランスのアフリカ市場の拡張を目指し、1838年からギニア沿岸のロ (Los) 群島からガボンのロベ (Lopez) 岬まで、長期の探検航海を行った。コートジボワール沿岸では、彼は1842年2月、のちにコートジボワール植民地の最初の首都となるグラン・バッサム (Grand Bassam) の国王ペテル (Roi Peter)、首長カシ (Quachi)、ヴァシャ (Wouacha) との間で条約を締結した。これがコートジボワール沿岸の諸部族と締結した保護領条約の最初である。

1843年、ヴィヨメはセネガル植民地総督に任命され、それまでの彼の仕事はボーダイン (Baudin) らに引き継がれた。1853年にボーダインはムバト族やエブリエ族を構成するゴト (第3章II節参照) であるソンゴン、ニャンゴン、ヨブゴンなど、グラン・バッサム周辺の諸部族、あるいはその下位集団と条約を締結した。同じ年にダブ (Dabou) には要塞が建設された。その後、ベルリン会議が開催される1885年頃までは、フランスのギニア湾沿岸保護領化の活動は一時、鎮静化し、その後は武力を背景とした内陸部への進出が始まることになる。

表4-1は、アモン・ダビイの著書の巻末に付されている当時の主要な保護領条約の事例を一覧表にまとめたものである。ここに掲げた計33の条約のうち、1888年にトレッシュ＝ラプレン (Treich-Laplène) を団長とする第2回の内陸使節団がボンドゥク国と締結した条約、1889年にトレッシュ＝ラプレンとバンジェールの内陸探検の成果として締結された3つの条約を除けば、その他のものはすべて沿岸部の諸部族との間に締結された条約である。

フランスとこのような条約を締結したコートジボワール側の主体は、いずれも第2章、第3章で検討した部族よりも小さな単位である。表4-1では原

表 4-1 主要保護領域条約一覽 (1842~94年)

No.	年	月日	条約締結者	保護領化	条約の内容・その他	部族
1	1842	2. 9	[Grand-Bassamの王]Peter, 首長Quachi, Wouacha	保護領化		
2	1843	7. 4	[海岸の王] [Agiri] (= Peter), [内陸の王] [Atacla	株付 (Coutume) の付与		
3	1844	1. 1	[Assinie村の王] Peter	保護領条約の再確認, 宣教師の保護		
4		3. 7	[Grand-Bassamの王] Peter	保護領化		
5	1852	4. 22	[Ataclaの王国と Grand-Bassamの領土の間]に存在する領土の王] Aka	Dabou要塞建設のためコンセンション		
6	1852	5. 19	[Camassé村の王] Nobas	(子供1人入貢)		
7	1853	10. 10	[Ebrénouの諸首長]	保護領化		
8	1868	2. 4	[Petit-Bérébyの王] Mane, [Bashaの王] Kika, [Grand-Bérébyの王] Demba-Gué	保護領化		
9	1866	2. 4	[Assinie王国の王] Aka Simodo	Aka Simodoの王位継承承認		
10	1887	12. 9	[Dabou国と Débrinouの首長] Katéclayeの代理, 第2首長] Adriessi	保護領化		
11	1887	5. 13	[Bété国]の王] Bénie Quamié	保護領化		
12		6. 25	[Ndénié国]の王] Amocan	保護領化		
13		7. 13	[Alangouaの国王] Eudoucou	保護領化		
14		7. 21	[Yacassé国の首長] Aquo, Cassi-Tiery	保護領化		
15		7. 23	[Cottocrou国の首長] Comaé	保護領化		
16	1888	11. 13	[Abron国, Bondoukou国の王] Adjimin	保護領化		
17	1889	1. 10	[Kong国, Kong市の首長] Karamokho-Oulé Ouattara	保護領化		
18		1. 26	[Diminié国の首長] Massa Bamba Ouattara	保護領化		
19		2. 8	[Anno国と Ungotouの王] Komana Goun	保護領化		
20	1890	8. 30	[Frescoの王] Iféré, [Frescoの大首長, 王] Godo	保護領化		
21		8. 31	[Moyen-Lahou領の王] Coqui	保護領化		
22	1891	4. 5	[Petit-Lahouの王] Gra	保護領化		
23		4. 12	[Kotrrou国を形成する3つの村の首長, 王] Loffé	保護領化		
24		4. 13	[Grand-Trepouintあるいは Trepowの王] Lewis	保護領化		
25		4. 16	[Trepowの王] Foco	保護領化		
26		4. 22	[Sassandra諸村の王] Buggery	保護領化		
27		4. 24	[Cavally川と San Pedro川]に挟まれた国, Béréby国の王] Mani	保護領化		
28		4. 26	[Roctownの王] Sameまたは Kassé	保護領化		
29		4. 27	[Victory (Woumery村)の王] Jamésまたは Djemma	保護領化		
30		5. 5	[Biérowとよばれる Cavally川] (左岸)の村の王]	保護領化		
31		5. 9	[Tahonの王] Taguiと Guié	保護領化		
32		10. 25	[Grand-Drewinの王] Akla, [Grand-Drewinの大首長] Zaqui	保護領化		
33	1894	8. 11	[M'Batoの王, Dabret国首長] Ahouré, [N'Domoré国首長] Dobhou	保護領化		

(出所) Amon d'Ab, *La Côte d'Ivoire dans la cité africaine*, Paris: Editions Larose, 1951, pp. 169-198.

平和友好条約(1853.10.22)の更新

第1回 Treich-Laplène調査団

第2回 Treich-Laplène調査団

Binger, Treich-Laplène調査団

Lahou地方

Sassandra地方

Agni

Doma (Abron)

Dioula

Sénoufo

Baoulé

Avikam

文が“Etats”“Pays”となっているものには「国」（ただしEtatsという語が用いられているのは、No.17のcongとNo.19のアノの場合だけで、しかもなぜかいずれもEtatsという複数形が用いられている。また条文中ではこの2つの場合もPaysが用いられている箇所がある）という訳語をあてた。また“territoire”は「領土」，“village”は「村」，“ville”は「市」と訳した。調印者の称号については“roi”を「王」，“chef”を「首長」とした。

表4-1のなかだけで、コートジボワール沿岸にすでに20以上の「国」を数えあげることができる。これらは、今日、部族とよばれている単位よりもはるかに小さい単位である。しかし、その長に対しては一般に「王」という称号を付している。もっとも王といっても王とならんで「首長」(chef)が、王との関係は明確ではないが、調印者として名を連ねている場合が多い。これはそれらの王国内での各村の自立性の強さを示しているといえようか。

いずれにしろこの表によって、19世紀末のコートジボワール、少なくともその沿岸部においては、村あるいは数カ村のグループの水準をこえた政治統合は達成されていなかったこと、各村あるいは数個の村のグループが相互に自立的な政治的主体として存在していたことを示しているといえよう。

これらの保護領条約とは、内容的にはどのようなものであったのだろうか。以下にその一例を示す。

1843年7月4日付条約⁽²⁾

(1887年6月10日付政令によって批准)

第1条 アシニ (Assinie) 国の国王 (le roi), 諸首長 (les chefs), 国民 (peuple) は, フランス民族 (la Nation Française) との間に常に存在してきた友好と同盟を再確認する。その友好によってアシニ国の旧首長らは, フランス人に対して土地のコンセッションを行い, そこに要塞を建設する権利を与えた。その権利をフランス人はすでに行使してきた。この旧来の友好は常にかかわらぬものと考え, 彼らはフランス国王, ルイ・フィリップ I 世陛下の保護のもとに入ることによって強力な保護者を与えることを望んでいる。彼らはフランス国王に対して彼らの全領土についての主

権と、そこに三色旗を掲げフランス国王が必要と考える建造物、要塞を建設する権利を全面的に移譲する。

第2条 (アシニ国) 国王、諸首長は、原住民 (des indigènes) に対しては主権を享有するが、この条約によって彼らは外国勢力と関係を結ぶことはできない。この権利は、フランス国王陛下あるいは国王が任命する代理人に捧げられる。したがっていかなる民族もアシニ国に、いかなる種類のいかなる建設をも行う権利をもちえない。

第3条 (アシニ国) 国王、諸首長は、フランス人の人格、財産、商品を尊重することを誓約する。もしフランス人と原住民との間に係争が生じた場合には、現地を統轄する官吏はその問題について報告を行う。原住民に非が認められた場合には、国王と諸首長は彼らを罰することを誓約する。フランス人に非が認められた場合には、フランス基地の長官 (chef du poste) は、被害を受けた原住民に補償を行う。

第4条 この条約によってアシニ国の国王と諸首長はフランス人に対してアシニ川とその全支流の自由で平和な航行、上記の河川の沿岸に存在する諸国 (les pays) で取得できるすべての産物の自由な交易を保障する。

第5条 破船や難船があった場合、救助者は救出した物品の3分の1を取得し、他の3分の2はその権利を所有しているものに返還するために、司令官 (commandant) に引き渡される。

第6条 アシニ国の国王と諸首長は、河口から河川が北部に向かう地点までの海と河川との間に存在するすべての半島の所有権をフランス人に移譲する。彼らはそのほかに川の右岸を1000平方 (単位不明—引用者注) 移譲する。フランス国王陛下の政府が計画した防備つき商館を開設する命令を受けた官吏 (l'officier) は、その建設を行うのに最も適当とおもわれる箇所をこの土地から自由に選定することができる。

第7条 これらのコンセッションと交換にアシニ国の国王と諸首長に対してはフランス人の保護が与えられる。彼らに対してフランス国王陛下は、この条約が批准された日、下記の物品を贈与することを誓約する。これらの物品は、(アシニ国) 国王と諸首長の間で分配する。

各種布地	100反
火薬	100樽
銃	100丁
たばこ	2袋
ブランデー	200リットル入り6箱

帽子	5個
鏡	1個
オルガン	1台
リキュール	4箱
さんごくさり	3個

またはモザイク模様ガラス細工品 3個

第8条 毎年末、フランス国王陛下は、下賜品 (coutume) として、以下の物品を贈与する。

銃	36丁
各種布地	36反
ブランデー	5 リットル入り樽, 120樽
火薬	36樽
たばこ	86箱

上記の物品は、12分の1ずつアシニ国の国王ならびに諸首長に与えられる。それによって、彼らは交易活動を繁栄させるために必要な安全を、彼らの臣下に保証させ、緊密な同盟関係を維持する義務を負う。

第9条 本条約はここに取り決められた主権に関しては、本日よりただちに発効する。そうでない場合には、調印者は自らの国を苛酷な戦争の餌食にさらすことにならう。

本条約は、(アシニ国) 国王と諸首長を一方とし、セネガルおよび所属領の総督、E・ブエ=ヴィヨメ (E. Bouët-Willaumez) の代理人マルイン (Malouine) 号艦長、海軍大尉F・ド・ラングル (Fleuriot de Langle) を他方として締結され、アンディエン (Indienne) 号艦長、海軍大尉ラタイヨ (Rataillot) の裁可をうけた。

1843年7月4日、アシニにて作成、調印。

関係者署名。

この条約に調印している現地側の代表は、「沿岸の国王エジリ」(le Roi Aigiri) と「内陸の国王アタクラの代理、国王の甥アマディフ」(Pour le Roi Atacla de l'intérieur, son neveu Amadifou) となっているが、両者がどのような範囲の集団を代表していたのかは不明である。

上記の条文をみても分かるとおおり、保護領条約とはいえ、その内容はフラ

ンス側にきわめて有利で一方的なものであった。そして条約締結の相手方については、その正統性について慎重な検討が行われた気配はなく、他の帝国主義列強に対して既得権益の物的証拠をとりそろえることのみで急であったことが、この条文からも窺い知ることができる。

アモン・ダビイは上に引用したような条約の原文の事例とともに、当時の年金および秩禄 (coutume) 台帳から、国王あるいは首長に対して支払われていた下賜金の額を抜粋して掲載している。表4-2はそれらを一覧表にまとめたものである。これは1893年に関する記録であるが、当初は種々の物品で支払われていた秩禄は、この頃までには現金による支払いに統一されてきた。表4-2中、末尾のボンドックの王に対する支払いだけが、この額に相当する物品で支払われている。当時の1フランは今日の2~3フランに相当するものとして、表中の最高額、クランジャボの王の場合でも、フランス政府から支給されていた年金額は、現在の貨幣価値に換算して1万2000~1万8000フラン、邦貨に換算して24万~36万円ぐらいの額にすぎなかったわけである。

表4-2 植民地政府の秩禄支払い一覧 (1893年)
(単位：フランス・フラン)

No.	氏名	職位	秩禄額
1	Akasamadou	Krindjabo (Assinie) の王	6,000
2	Baoto	Grand Bassam村の首長, 通訳	100
3	Bley	Grand Bassamの王	500
4	Cadiou	Grand Bassamの首長	500
5	Bassé	Grand Bassamの首長	500
6	Bénié Quamié	Bettié国の王	1,000
7	Nonbo	Akapless国の王	500
8	Amoacon	Indenié国の王	1,000
9	Mani	「Cavally川とSan Pedro川の間」の王	2,500
10	Coki	Moyen-Lahouの首長	600
11	Akla	Grand-Drewinの王	600
12	Oulé Ouattara	Kong国の首長	3,000
13	Adjimani	Bondoukou国の王	2,889

(出所) 表4-1に同じ, pp. 198-200.

II 内陸部の軍事的征服

コートジボワールがフランスのひとつの独立した植民地となるのは、1893年3月のことである。初代総督には、西アフリカ内陸部の単独踏査に成功したバンジェールが任命された。1894年にはフランス本国で植民省が独立の省として設立される。このようにフランス側の体制が整備されるとともに、内陸部への軍事的侵略が本格化する。このフランス植民地軍の進駐、侵略に対して、コートジボワール住民側は、どのようなまとまりをもって対応（抵抗、容認、降伏）していったのであろうか。

1. 概 況

アモン・ダビイによれば、フランス植民地軍による内陸部の軍事的制圧はアングルヴァン (Angoulvant) がコートジボワールの総督であった時期 (1908～16年) に、彼が積極的に推進した政策であった。当時「コートジボワールは種々の『クラン』に細分されていたので、フランスは外交手段によって保護領化しえなかった『トリビュ』、あるいは彼らが自発的に調印した条約を遵守しなかった『トリビュ』をひとつひとつ屈服させねばならなかった」⁽²⁾。このような活動が活発に展開されたのは、ラフ (Lahou, 主要部族ディダ族)、ササンドラ (Sassandra, 同ネヨ族)、タブ (Tabou, 同クル族)、アバングル (Abengourou, 同アニ族)、アボヴィル (Agboville, 同アベ族、アキエ族)、ディンボクロ (Dimbokro, 同パウレ族、アニ族)、ダロア (Daloa, 同ベテ族、グロ族)、マン (Man, 同ダン族、ウォベ族、ゲレ族)、ブアケ (Bouaké, 同パウレ族) などの諸県 (cercle) であった。

アモン・ダビイはこれらの諸県における平定作戦の展開の様態を記述しているが、それらはすべてフランス植民地政府側の記録に依拠していることもあって、コートジボワール住民側の抵抗の組織的な性格についてはほとんど

分らない。しかし、アモン・ダビイの記述をみるかぎり、今日、コートジボワールで部族とよばれている集団の規模で抵抗が組織されたことは、少なくとも表面上はなかったといえよう。唯一の例外はアボヴィル県のアベ族の場合で、1910年10月に10カ月にわたる反乱の末にアベ族は降伏したと記されている。バウレ族の場合には、アバ、ナナフェなどバウレ族を構成するメが抵抗の主体として登場している。アバとナナフェの間には同じバウレ族として何らかの連携が保たれていたかもしれないが、その確証はない。1887年に保護領条約(表4-1参照)を締結しながら、1893年に反乱を起こしたンデニエ(Ndénié)王国は、アニイ族によって建設された小王国のひとつである。敗北の末、国王クアシ・ディヒエ(Kouassi Dihyé)は逮捕され、ガボンに流刑されているという事実は、この国王の政治的権威の強さを示しているものといえよう。

また部族あるいはそれを構成する下位集団など伝統的な組織ではなく、それらとは異なった次元で抵抗が組織されたこともあったようである。ディンボクロ県でアクエ(Akoué, バウレ族を構成するメのひとつ)諸村で発生した人頭税不払い運動がその一例である。この運動を指導したのは祈禱師アヌヌ(Aounou)であった。フランス植民地軍は、アクエの首長クアシ・ンゴ(Kouassi N'go)を懐柔し、住民の説得にあたらせたが抵抗は中断しなかった。これはフランス植民地軍の進駐の時点よりも、人頭税の徴収など植民地統治の実質的な開始期になって、抵抗運動がしばしば起こっていることと関連していそうである。それは、植民地化によって形骸化しつつあった伝統的権威に代わって新しい社会的脈絡から登場した新しい型の指導者による抵抗の組織化であったものと考えられる。

2. 事例——グロ族とバウレ族の場合

ここではフランス植民地軍の軍事的制圧に対するコートジボワール住民側の抵抗の事例として、グロ族とバウレ族の場合について検討する。グロ族は

フランス植民地軍に対して最も激しい抵抗を示したとフランス植民地軍に評価された部族である。パウレ族はコートジボワール最大の部族であり、18世紀後半の一時期には部族全体を政治的に統合した王国の形態をなしていた部族である。幸いこの2つの部族については、第3章で利用したそれぞれの部族に関する調査報告書にかなり詳細な記述があるので、その内容を紹介する。

(1) グロ族

メイヤスは、グロ族に対するフランスの軍事的征服に関して、フランス植民地軍側の「グロ族の国占領のための方法と手段に関するシャルル報告」(Rapport Charles sur voies et moyens à employer pour procéder à l'occupation du pays Gouro, 1906年7月1日付)と題する軍事報告書の内容を紹介している。

それによると「ゴムと象牙の豊富なこの国(グロ族)はパウレ族の国を行商している多くのジュラ人行商人の関心をひきつけている。……近年、ジュラ人行商人は多くの場合、貸金のとりたてが原因で種々の災難——掠奪、虐殺など——を蒙ってきた。そこで当局は最近になってやむをえずこの国をジュラ人に対して封鎖した。(これに対して)グロ人は、この国の交易のために封鎖を解くことを要請した」⁽³⁾。

グロ人のこの要請を受け入れるについて、シャルルは以下のような条件を課した。

「一国内(グロ族の国)に白人を完全に定着させること。

- 一商業活動の自由。
- 一係争の調停は白人にまかせること。
- 一行政当局に納入される税の制度化。
- 一(有償)荷役労働の制度化。
- 一道路維持管理のための夫役提供。」⁽⁴⁾

これらの条件を受け入れることによって、グロ族は実質上、フランスの植民地体制下に入った。

この間の経緯についてメイヤスは次のように述べている。

「(シャルル) 報告はこれらの諸条件をグロ族は受け入れたとしている。しかしこの報告は、彼ら(グロ族)のなかのどのような権威がこの決定を下したのか明らかにしていない。これらの要求の実現をはかるために、県軍政部長官 (commandant) は『300丁の銃による武力の誇示』をとまなう『平和的侵入』を予定していた。

しかしその後数カ月しても事態は変化せず、1907年5月の公文書においても、封鎖を解きこの地域をジュラ人商人に開放することが依然として未解決の問題とされている。その年の年末になって初めて、シャルルは彼が立案した計画にしたがって、サンフラ (Sinfra) とブアフレ (Bouaflé) に基地を建設するために部隊を率いてグロ族の国に向かった。平和的進出には好意的であったが、武力の示威に対しては反発したグロ人たちは、激しい抵抗を示した。」⁽⁵⁾

メイヤスはこのグロ族の抵抗活動の経過についてはおよそ次のように述べている。

1907年、ブアフレとセゲラ (Séguéla) の間の連絡路を踏査中のカバレ大尉が殺害され、これを契機にフランス植民地軍は制圧のため1部隊を派遣した。しかし1913年までグロ人の抵抗はおさまらなかった。植民地政府の諸報告書は、同じトリビュに対して数回も制圧作戦を展開したことを記録している。諸トリビュのうちフランス植民地軍基地に最も近いものは、より早く制圧され服従させられた。ブアフレの軍当局は、ブアベレ (Bouavéré) 人 (グロ族を構成するトリビュのひとつ、ブアフレ基地周辺に居住) だけが荷役労働を課せられているために、彼らは疲弊していることを報告している。しかしブアベレに隣接しているグラ (Goura, グロ族を構成するトリビュのひとつ) は、この任務を分担することを拒否し、ヤフレ (Yahouré, グロ族を構成するトリビュのひとつ) は、グラのこの抵抗を支持し援助した。占領5年後の1911年になってもこの国は平定されなかった。グロ人は税金を支払うこと、荷役労働者を提供すること、夫役を提供すること、これら一切を拒否しつづけた。そこでフラ

ンス植民地軍は「大規模な平定作戦」を企図し、サンフラ地区の全トリビュ、グラ、ブロン (Bron)、ゴナン (Gonan)、ズエヌラ (Zouénoula) 地区のほぼすべてのトリビュに決定的な打撃を与えようとした。ズエヌラ地区の住民の抵抗はとくに激しく、それに対する弾圧も厳しかった。

当時の仏領コートジボワール植民地総督アングルヴァンも、グロ族の抵抗について次のように書きしるしているという。

「狂乱した住民は森のなかに遁走していった。3月31日(1912年)以降、すべての村は破壊され、われわれの偵察(日に6～8回)によって叛徒は森のなかに追いやられた。それぞれ600戸と400戸の家(case)からなる2つの小村(campement)が再建されたヤペフラ(Yapéfla)で、われわれはとりわけ激しい抵抗にあった。叛徒はわれわれに重大な損害を与えたが、彼らも同様であった。容赦なく攻めたてられたグロ人は、われわれの一分遣隊と対峙しても、他の分遣隊を襲うため以外にはそこから立ち退かなかった。」⁽⁶⁾

また別の軍事報告書は、グロ族の抵抗の強靱さに対して敬意さえ示し次のように記していたという。

「コートジボワールのすべての原住民のうちで、ズエヌラのグロ人は、今日までで最も強力な抵抗を示した人びとであることは疑いない。」⁽⁷⁾

しかし、この抵抗活動も1914年、ズエヌラ地区の戦争長(chef de guerre)の一人、バンブ(Bambu)の逮捕、死刑によって、住民は武装を解除されたことで終結し、フランス植民地軍による征服は完了した。

これだけの抵抗を示したグロ族も、装備という点ではフランス植民地軍と格段の差があった。この点についてメイヤスは次のように述べている。

「軍事報告書の壮大な調子、グロ族の真に勇敢な抵抗にもかかわらず、軍力は隔絶しており、この国(グロ族)の征服をフランス軍の輝しき業績とはみなすことはできない。フランス植民地軍の軍備の優越性は圧倒的であった。ズエフラ村やサンフラ村の攻撃には大砲さえ用いられた。他方、グロ族側は、雨のなかでは使用できない燧発銃しかもっていなかった。公式の

報告書に記録されている損害の状況がこの格差を証明している。たとえば1912年1月から10月までの9カ月間に、フランス植民地軍は歩兵10名、荷役人足7名が戦死し、44名(すべてアフリカ人)が負傷した。同じ期間にグロ族側の死者は1443名に達している。すなわちフランス植民地軍1兵士に対して144名の割合でグロ人は殺されているのである。現存の115カ村のうち53カ村が、そのうちのいくつかは事前にすでに降伏していたにもかかわらず、焼き払われている。』⁽⁸⁾

以上、メイヤスの著書のなかから、グロ族に対するフランス植民地軍の軍事的制圧作戦の展開と、それに対するグロ族側の抵抗活動についての記述を紹介したが、グロ族側の強靱な抵抗にあって、制圧作戦はきわめて熾烈をきわめたこと、その抵抗の主体として登場したのは、グロ族という部族の規模においてではなく、グロ族を構成する諸トリビュ以下の水準であったことなどを窺い知ることができる。もしグロ族という部族の規模で抵抗活動が組織されていれば、それはより強力であったかもしれないが、これほど長期化し、フランス植民地軍側が手を焼くこともなかったに違いない。

(2) バウレ族

次に、コートジボワールで人口では最大の部族であるバウレ族に対するフランス植民地軍の軍事的抑圧の経過を、第3章で利用したマルミエ夫妻の報告書⁽⁹⁾に依拠して検討してみよう。

フランス人とバウレ人が直接に接触するようになるのは19世紀末のことである。それまでは沿岸諸部族やジュラ人行商人などを通じて間接的に接触していたにすぎなかった。

1888年から89年にかけてグラン・バッサムに店舗を開設していた商社ヴェルディエ商会(Maison de Verdier)の社員トレッシュ＝ラブレンは、同社からコモエ川流域の調査を命じられた。彼の任務はコモエ川を北に向かって、可能なかぎり上流までさかのぼり、途中で発見した諸部族と商談を行うことであった。その意味でこの探検の目的は学術的なものでも軍事的なものでも

なかった。この探検を組織したヴェルディエ商会は、それによって直接的に商業的利益を引き出すことを期待していたのである。この踏査は、コートジボワールの内陸から沿岸に通ずる最も古い主要な交易路のひとつ（ボンドック経由で南下するルート）にフランス人が足を踏み入れた最初であった。

諸首長に贈る贈答品を運搬する荷役人夫の一団を従えてグラン・バッサムを出発したトレッシュ＝ラプレンはコモエ川をさかのぼりコング（第3章VIII節参照）にまで到達することに成功した。コングで彼は、セネガル側から仏領スーダン（今日のマリ国）を經由して内陸大踏査旅行の末、コングに辿りついていたバンジェールに出会う。そしてこのコングと保護領条約を締結したのち、この2人の探検家はコモエ川の両岸に居住する諸部族についての踏査をそれぞれ片岸を分担して行いながら、グラン・バッサムに戻ることを決定した。しかしトレッシュ＝ラプレンはコングを出発してまもなく病に倒れ、踏査を中断してグラン・バッサムに急行せねばならなくなった。グラン・バッサムに戻ったトレッシュ＝ラプレンはフランス本国に運ばれる船上でまもなく死亡する。

バンジェールはひとり踏査旅行を続けた。彼は、バウレ族のアンド（Ando、バウレ族を構成するメのひとつ）の国（バンジェールはアノ王国〈le royaume de l'Ano〉と記している）⁽¹⁰⁾を通過し、アンドの首長コマナ・グアン（Komana Gouin）と保護領条約を締結した。彼は続いてウエレ（Ouélé）、ダウクロ（Daoukro）地方の一部を踏査した。このようにバウレ族は1889年に初めてフランス人と直接に接触したわけである。したがってバウレ族について書かれた最初のフランス語文献は、このバンジェールの手になるものであるが、彼が接触したのは東部の辺境地帯のバウレ族に限られたものであった。

バンジェールとトレッシュ＝ラプレンの踏査旅行の成果に注目したフランス政府は、可能なかぎりすみやかに内陸部の踏査を体系的に行うためにグラン・バッサムに探検部隊を派遣することを決定した。そして初期の内陸部進出の努力は、バンジェールらが踏査した東部を中心に展開された。ゴールドコースト（今日のガーナ国）に2世紀前から拠点を有し、内陸部への植民地拓

張活動を活発に展開していたイギリス側との国境を、フランス側に少しでも有利に画定することが急務でもあったからである。

その間、沿岸西部からの内陸部進出は、営利的な目的をもつ民間人の手によって企図された。ヴェルディエ商会の元社員で同社を退社して独立し、グラン・ラウ (Grand-Lahou) に店舗をかまえていた2人のフランス人商人が、1891年から92年にかけてバンダマ川流域の踏査を行った。彼らは上流に大きな商業都市が存在するという情報を得たので、そこに店舗を開設しその住民と独占的な取引契約を結びたいと考えた。彼らはカヌーに乗ってバンダマ川をティアサレ (Tiassalé, グラン・ラウの北方約100キロメートル) までさかのぼり、この村に店を開く許可を得るために首長エチアン・コメナ (Etian Koména) に多額の贈物を進呈した。コメナ首長は彼らを歓迎し、彼らの要求を受け入れた。しかしその後、首長はフランス人の進出が次第に干涉的な性格を帯びてくることに不安を感じだしたらしい。

2人のフランス人商人は、グラン・ラウに戻り、ただちにティアサレに新店舗を開設するために必要な資材、商品を数隻のカヌーに積み込んで、同年、再びティアサレに向かった。河口から十数キロメートルの上流の急流地帯で、エロムエ (Elomoué, バウレ族を構成するメのひとつ) に買収されていたカヌーの船頭が故意に舵とりを誤り、2人のフランス人商人が乗っていたカヌーを転覆させた。彼らは泳いで川岸に辿りついたが、岩陰にかくれて彼らを待ち伏せていたエロムエ人によって2人は殺害され、カヌーの積荷はすべて掠奪されてしまった。エロムエの兵士の目をのがれて逃げ戻ってきた荷役人夫たちによってこのニュースはグラン・ラウに伝わり、さらにグラン・バッサムにも届いた。

セネガル人歩兵隊の1個小隊を率いてグラン・バッサムに到着したばかりであったマルシャン (Marchand) 大尉は、ただちに報復のための遠征を命じられた。彼は2人のフランス人商人の経験に学び陸路によってティアサレに向かうことを選択した。1893年初め、マルシャン大尉の率いる部隊はダブ (アビジャンの西方50キロメートル) に到着し、そこから陸路で北に向かった。奇襲

を回避するために、彼らは既存の道路を無視し、密林のなかを直接に横切る道を新たに切り開きながら北上を続けた。この前進の方法、そこでマルシャンが発揮した忍耐力の強さは、パウレ人が彼につけた仇名パキ・ボ (Kpaki-Bo, 森を切り開く人) にふさわしいものであった。

アジュクル族とアヒジ族が住む主な村むらを通過したのち (マルシャン大尉が通過したこのルートは、その後、ダブ＝ンドゥシ <Ndouci> 間の街道となった)、マルシャン大尉の部隊はバンダマ川に接近し、アウア村 (Ahua, ティアサレの南方約10キロメートル) に到着した。この村の住民アウア人 (Ahua, パウレ族を構成するメのひとつ) は、マルシャン大尉の遠征の目的を知ってこれに参加することを申し出た。彼らは、それによってそれまで抗争を続けてきたエロムエ人に報復しうる可能性があると考えたのである。アウア人はマルシャン大尉に道案内と兵士を提供した。おかげでマルシャン大尉の部隊は、エロムエ人の待ち伏せをまぬがれ、ティアサレにバンダマ川を挟んで対面する左岸のアンブエ (Anvoué) に無事、到着することができた。

エロムエ人は、フランス植民地軍が対岸まで迫ってきていることを知ってもなお安全と考えていた。彼らは用心深く、対岸にはカヌーを1隻も残していなかったからである。マルシャン大尉は対岸のティアサレに向かって一斉射撃を命じた。たまたま銃弾がティアサレ在住の一婦人に命中し、ティアサレ住民は恐慌をきたした。彼らが知っている交易品の銃は、旧式で射程はきわめて短かったからである。コメナ首長をはじめ住民たちは森のなかに逃亡した。逃亡者たちがパームの葉をふりかざしながら和平を求めて戻ってきたとき、マルシャン大尉はコメナ首長に対して金でしかるべき賠償を支払うこと、フランスの権威に服従することを要求し、首長はそれを受け入れた。

マルシャン大尉は歩兵1個小隊をティアサレに残し、グラン・バッサムに戻った。彼はティアサレで収集した情報としてグラン・バッサムとササンドラの間の沿岸で交易されている砂金は、ティアサレの北方に位置する一地域で産出されているらしいと報告した。そこで、彼は再び1893年から94年にかけて、内陸部への踏査隊の指揮を命じられることになった。

ティアサレに戻った彼はまもなく贈答品を運ぶ荷役人夫と歩兵隊を率いて内陸に向かって出発した。バウレ族の隊商が利用していた旧路を辿ってムブラムボ (M'brimbo) まで行き、そこでバンドマ川を渡りサバンナに入った。彼はンバン (Ngban, バウレ族を構成するメのひとつ) の領土であるウス (Ousou) に基地を建設し、さらに北上を続けた。

特定の目的を課せられていなかった踏査旅行であったので、彼は非常に多くの村落を通過し、その地域の状況を詳細に把握することができた。彼はトゥモディ (Toumodi)、ディディエヴィ (Didiévi)、ムバヒアクロ (M'bahiakro) などの諸地方を次つぎに踏査していった。ダバカラ (Dabakara) 付近でバウレ族の国の北端に達したところで、サモリ軍 (次項参照) が隣接のセヌフォ (Sénoufo) 族の国に侵入してきており、コロゴ (Korhogo) はすでにサモリ軍に占領されてしまっていることをマルシャン大尉は知らされた。そこで彼は、それ以上の北進を断念し、ただちにグラン・バッサムに引き返すことを決定した。

このマルシャン大尉の踏査旅行は大過なく終り、バウレ族はティアサレがフランス軍に占領されてしまったというニュースが伝わったためか、フランス植民地軍に対して蜂起する気配を全く見せなかった。彼らは北部との通商に没頭し南に向かって兵を派遣しようとはしなかった。また、マルシャン大尉の豪胆さについての評判は、彼の赴くところに必ず先行し、人びとを脅えさせた。有能な彼は、多くの場合、現地の慣習を尊重し同盟関係の締結だけを望む外国人として自分を紹介した。また、立ち寄った各村の首長に対しては、必ず贈物を進呈し敬意を表した。このようなマルシャン大尉らの努力もあって、バウレ人とフランス人との最初の出会いは、ティアサレの事件を除いては、きわめて平和的、友好的なものとなった。

マルシャン大尉からセヌフォ族の国にサモリ軍がすでに侵入しているという報告を受けたグラン・バッサムの植民地政府は、ただちに遠征隊の派遣を決定した。コング部隊の指揮を命じられたのはモンテーユ (Monteil) 大佐であった。遠征隊がコング部隊 (Colonne de Kong) と名付けられたのは、コン

グはバンジェールの訪問以来、フランスの保護のもとにおかれており、この遠征隊の主要な任務はこのコングをサモリ軍の攻撃から守ることにあったからである。

モンテューユ大佐は、マルシャン大尉と同じルートを辿っていった。しかしモンテューユ大佐はマルシャン大尉のように幸運ではなかった。トゥモディの南でサバンナにでるや否や、彼の部隊はンバレ（バウレ族を構成するメのひとつ）の兵の攻撃を受け、モンテューユ大佐は報復措置として周辺の諸村に攻撃を加えた。彼はこの初期の戦闘で早くも1人の将校と数人の兵士を失った。その後、モンテューユ大佐はいたるところで不信に満ちたあるいは敵対的な応待を受けた。モンテューユ大佐の部隊が接近すると、バウレ人たちは村を捨てて逃亡し、ときには伏兵が、通過する部隊に銃撃を浴びせた。彼はバウレ族の国を通過する間に、多くの時間、兵力、資材を失うことになった。彼がグバカラ（コングの南方約100キロメートル）にようやく到着したとき、コングはすでにサモリ軍によって陥落していた。

モンテューユ大佐は、グバカラ近郊でサモリ軍の接近を知る。彼の部隊は、ブケ地方を通過した際に、その数を減じ、疲弊し、弱体化していた。それにもかかわらず彼は部隊をサモリ軍にさし向けた。激戦の末、サモリ軍にも甚大な損害を与えはしたもののモンテューユ大佐は部隊の兵士の大部分を失ってしまった。彼は退却を余儀なくされ、ムバヒアクロの北西、スンド（Soundo、バウレ族を構成するメのひとつ）の領土内のコフィクロ（Koffikro）村にたてこもった。しかしサモリ軍は北部を仏領スーダン側のフランス植民地軍に遮断されたため、グロ族の国を通過して本拠地（現ギニアとの国境地帯）帰還を試みた。この敗走の際、サモリ軍は多くの兵士を失い、1898年ついにサモリ軍はフランス植民地軍に降伏し、サモリは逮捕され、流刑地のガボンで1900年に死去することになる。

サモリ軍の降伏ののち、シカソ（現マリ国の南部の都市）でのサモリ軍攻略（1898年）で勇名をとどろかせたブノワ（Benoit）大尉の部隊は、モンテューユ大佐の率いるコング部隊との連携に成功した。つづいてブノワ大尉は、ファ

アフエ・ゴザン (Faafoué-Gosan, バウレ族のメのひとつ, ファアフエを構成するアパスアのひとつ) の首長の村, ベケクロ (Gbékékro, 今日のアケ市の名の起源であるといわれている。すなわちGbékékéがBékéとなりBouéké, Bouakéと変型していったものといわれている) とコフィクロ村の間に存在した昔の奴隷市場付近に基地を建設することを決定した。

同地に到着したブノワ大尉は、ただちに周辺の諸村に兵士を派遣し、住民に奴隷の解放を命じた。このニュースは周辺一帯にたちまち広まり、バウレ人の不満を買い当初の目的は達成されなかった。バウレ族の社会では、奴隷はその主人からそれほど虐待を受けてはいなかった。彼らの生活条件は、自由民のそれとあまり変わらなかった。唯一の差別は、奴隷には何ものも所有する権利は与えられていなかったことである。この規制さえ、実際には多くの例外が認められていた。奴隷の労働の成果である余剰のすべてがその主人に帰属したが、奴隷たちはこのような経済的従属にあまり苦痛を感じていなかった。彼らは生存そのものには何の不足、不安も感じなかったからである。彼らは自分と自分の家族の食料のために一定の耕地を与えられていた。彼らの多くは主人の屋敷内でバウレ人婦人と関係をもった。この種の結びつきを、ある場合にはバウレ人は歓迎し積極的に奨励することさえした。このような関係から生まれた子供は、奴隷たちをこの地に定着させるきずなになりえたからである。奴隷たちは、サモリ軍によって荒廃させられた土地から逃れてきた人びとであり、彼らはその荒廃した故郷に魅力を失っていた。

そのため、ブノワ大尉の奴隷解放令を受けてフランス植民地軍の保護をもとめて逃亡してきた奴隷はほとんどいなかった。彼らをその故郷に送り返すことを予定して、ブノワ大尉は彼らの一部を、すでに設営されていた兵營のわきに収容し、他の一部はトゥモディに護送した。これがこの2つの市に今日でも存在している「解放区」の起源である。解放された奴隷たちとサモリ軍に侵略された地域から避難してきた人びとがそこに住みついた。

フランス植民地軍の基地の周辺に種々の人びとを集結させたことによって、軍隊とこれらの人びとに対する食糧供給が問題化した。ブノワ大尉は周辺の

諸村の住民を動員した。食糧の供出に加えて彼は首長たちに荷役人夫、伝令、兵營の改修工事のための労働力などの提供を要求した。当初はパウレ人たちの不満は潜行し、逃亡というかたちでしか顕在化しなかったが、次第にあからさまに示されるようになってきた。ブノワ大尉が首長たちに捕虜と避難民を収容する住居の建設のために労働力の提供を要請したとき、彼らの不満は頂点に達し、ついに武装蜂起が始まった。

最初の大きな反乱は、1900年から1901年にかけてファアフエ人(パウレ族を構成するメのひとつ)の間から起こった。彼らはブアケの基地の付近に居住し、夫役と物品の徴収にとくに不満を抱いていた。ある日、ブノワ大尉はベケクロ村に赴き、ゴザン(ファアフエを構成するアパスアのひとつ)の首長クアシ・ブレを威嚇射撃した。たまたま弾丸は同席していた長老の1人に命中した。ブノワ大尉が立ち去ったのち、その夜、ファアフエのすべての成員はタム・タムの打ち手の合図で武装蜂起のために集結した。ンドラヌア、ペプレス、アハリ、スンド、ファリ(N'dranoua, Pépréssou, Ahari, Soundo, Fari, いずれもパウレ族を構成するメ)らの首長が派遣した兵を加えて、彼らはフランス植民地軍基地襲撃に向かった。彼らは基地を占領することができず、かなりの損害を蒙って退却した。ブノワ大尉はベケクロ村を焼き払い、人質をひきつれて基地に戻った。人質のなかにゴザンの首長の実妹クア・ムンケ(Koua Mounké)がいた。彼女はセネガル人の守衛の1人を買収して脱走に成功した。彼女は各地をまわって武装蜂起を要請した。反乱は周期的に奇襲攻撃のかたちをとって再開され続行した。しかしながら、ブノワ大尉も次第に報復措置を強化し、約1年後、ファアフエは完全に疲弊し、和平を要請せざるをえなくなった。彼らは多額の貢納金、多数の人質など過酷な犠牲を強いられた。

1901年初め、フランス植民地軍は少数の守備隊を配置した中継基地を、ブアケのほかにティアサレ、ウス、トゥモディなど数カ所に設置していたにすぎなかった。いずれもマルシャン大尉が踏査した地点である。しかし1901年以降、フランス人将校ないしは下士官が指揮する歩兵隊が、これらの基地を

足場に周辺を次第に遠方まで踏査し始め、踏査した諸村を平和的あるいは武力をもって服従させ、フランス植民地軍はまもなくバウレ族の国全土に基盤目状に基地の網の目をつくりあげていった。

ワレボ (Ouarébo, バウレ族の王族のメ) の反乱は、1901年に起こった。アヌフェボヌ (Anoufouébonou) 村の一女性が、ブアケの軍政区司令官 (commandant) のもとを訪れ、ワレボの首長クワメ・ディエ (Kouamé Dié) について密告した。彼女によれば、ワレボの首長は自分の個人的な神に対する祭祀のために多数の人身供犠を行っているというのである。真相は、彼女はアランキラ (Alankira, バウレ族正統的王族派のアシャンティ族系アサブよりも早くブアケ地方に移住してきたデンキラ族系の住民) とアサブとの間の2世紀前からの抗争をむしかえそうとしたのである。アヌフェボヌ村はアランキラの首長村であった。アランキラはアサブのアクア・ボニ (Akoua Boni) 王母に忠誠を誓っていたはずであった。この密告者は、フランス人の干渉によってアサブ系の首長の政治的権威を失墜させようと企図したのである。軍政区司令官自ら、武装した兵士を従えてワレボの首長クワメ・ディエ (伝統的にはバウレ族全体の国王でもあった) が住んでいるサカス村に赴き、首長を威嚇した。首長はこれに憤激し口論は激化した。司令官を取り囲んでいた住民たちも次第に激昂してきたので、司令官は部下に威嚇射撃を命じた。しかし弾丸は、首長クワメ・ディエに命中し、彼は死んだ。これを契機にワレボは反乱を開始する。数年の間、ワレボの奇襲作戦は続き、数多くのフランス植民地軍兵士が殺された。フランス植民地軍は反乱する村むらを焼き払い、武器をとったものは処刑し、あるいは流刑にした。

1902年には、西部のンバンと南部のナナフェ (いずれもバウレ族を構成するメのひとつ) のもとで同時に反乱が発生した。動機は人頭税の徴収であった。ウスおよびンゴディオ・コフィクロ (N'godio Koffikro) の基地の駐屯部隊は、それぞれの鎮圧に乗り出したが逆に包囲され、援軍を求めねばならなかった。ンバレの首長アカフ (Akafou) は殺された。そのほか数多くの有力者たちが人質として拘留され、あるいは流刑された。フランス植民地軍も多大な損害

を蒙り、アマン・サレクロ (Aman Salékro) の基地を放棄しなければならなかった。

そのほかにも各地で断続的に反乱が発生したが、1909年から10年にかけて発生したアバ (Agba, バウレ族を構成するメのひとつ) の反乱を最後に、バウレ族は再び武装蜂起に立ちあがることはなかった⁽¹¹⁾。

以上が、マルミエ夫妻が記しているフランス植民地軍のバウレ族征服の経過の概要である。このマルミエ夫妻の記述をみかぎり、コートジボワール諸部族のなかで最も政治的統合が進んでいたとされるバウレ族の場合にも、フランス植民地軍の進駐に対して部族的な規模での抵抗を示したことは、少なくともフランス側の記録によるかぎり表面的には一度もなかったといえよう。武装蜂起が組織された最大の規模は、1901年のファアフエの反乱にみられたようにひとつのメの行動に対するいくつかの他のメからの支援というかたちのものであった。抵抗活動の主体は多くの場合、メあるいはアパスアさらには村であったと考えられる。もちろん、表面に現れるそれらの個別の武装蜂起の主体の間には、ある程度の連携が保たれていたかもしれないが、他方、逆にフランス植民地軍の侵入を前にして、同じバウレ族を構成するメやアパスアの間には、アウアとエロムエ、アランキラとアサブの場合のように、敵対的關係が発生したこともあったのである。

3. サモリ帝国

前項で紹介した、バウレ族に対するフランス植民地軍の軍事的制圧の過程に登場するサモリ帝国の軍隊の抵抗は、コートジボワールのみならず仏領西アフリカ全域の植民地化の過程でフランス植民地軍が遭遇した最強の抵抗であったといえよう。

19世紀後半、西アフリカに出現したこの部族の範囲をはるかにこえた帝国の形成から崩壊に至る歴史についての研究成果としては、フランス人の元植

民地行政官、Y・ペルソン (Yves Person) の大著⁽¹²⁾が出版されている。ここでは、このペルソンの研究成果に依拠して、サモリ帝国の概要と、コートジボワールの部族構成におけるこの帝国の形成の意味について考えてみる。

1830年頃、今日のギニア国の東北部コニャン (Konyā) 地方にマリンケ族の商人の息子として生まれたサモリは、当時、群雄割拠の状況にあったこの地域で、またたく間に武将として頭角をあらわし、1883年フランス軍がバマコ (今日のマリ国の首都) に軍事基地を建設した頃には、すでに第1次サモリ帝国を確立するに至っていた。ペルソンの推計によれば、サモリ帝国は1887年の最盛期の時点で、支配領域は19万平方キロメートル (図4-1)、110万人の住民がその支配下に組み入れられていた。

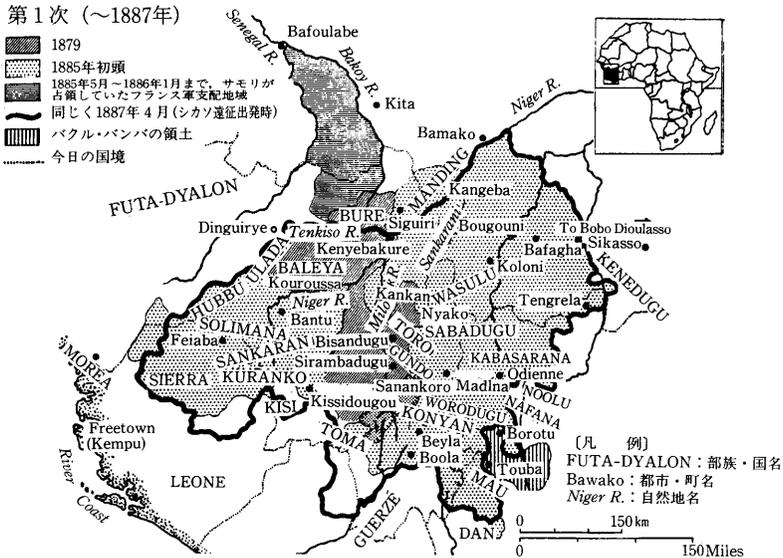
サモリ帝国の本拠地となったニジェール川上流地域のマリンケ族の社会の当時の最高の政治単位は、カフ (kafu) であった。ひとつのカフは最大でも20カ村 (ドゥグ <dugu>) をこえず、面積で50キロメートル四方の範囲をこえることのない小規模な単位であった。政治的に自立していたこれらのカフをサモリ帝国は強大な軍勢力をもって次つぎにその支配下におさめていき、第1次帝国時代、帝国を構成するカフの数は161に達していたという。カフの長は古代マリ帝国の帝王を意味したマンサ (māsa) とよばれていたが、そのマンサの上位にあり、より強力な支配力をもつ存在として、サモリは自らをファーマ (faama) と号していた。サモリ帝国は支配下の各カフにジャカ (dyaka) と称する収穫物に対する税を課し、それを国家の主な財源としていた。

サモリ帝国の軍隊は、ソファ (sofa) とよばれる歩兵を主力とする正規軍と、戦時に動員令にもとづいて召集される民兵から構成されていた。その兵力はシカソ包圍作戦が展開された最盛期 (1887~88年) には3万5000人に達していたものとペルソンは推計している。装備としては、火打石銃2万5000丁、シャスポ、グラなどの近代銃6000丁、4基の大砲、馬2000頭を有していたという。

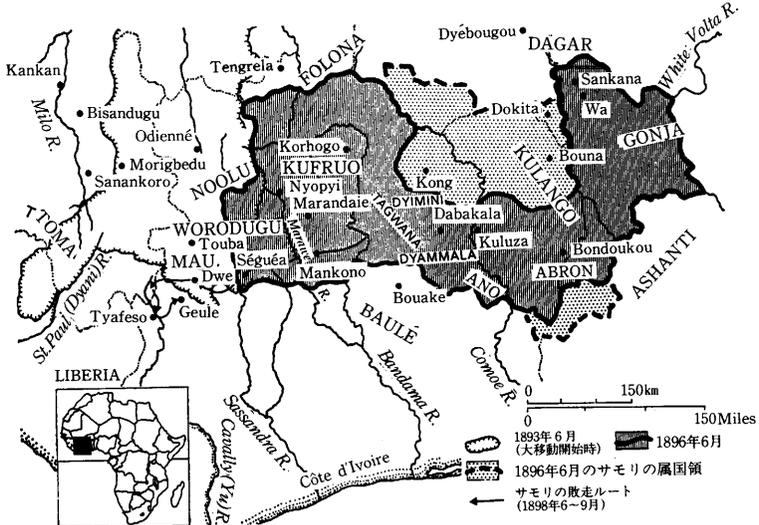
以上がサモリ帝国の概要であるが、マリンケ族社会を本拠に出現したこの帝国と称される政治組織は、これまで検討してきたコートジボワールの諸部

図 4-1 サモリ帝国の版図

(1) 第1次 (~1887年)



(2) 第2次 (~1896年)



(出所) Yves Person, "Samori and Resistance to the French," in Robert I. Rotberg and Ali A. Mazrui eds., *Protest and Power in Black Africa*, New York: Oxford University Press, 1970, pp. 92, 106.

表4-3 サモリ帝国年表(1830~1900年)

1830	[1830?] サモリ, コニヤン地方, マニヤムバラドゥッグ村に生まれる	
	[1835] モリウレ・シセ, 聖戦開始, モリウレドゥッグ王国建設	
1840	[1845] モリウレ・シセ戦死	
	[1849] モリウレの子ビュレ, シセ王国を再建(1848?~53)。サモリ, 行商人として活動	
1850	[1853] サモリの母, シセ軍に捕えられる。サモリ, 母の解放を求めシセ軍に入隊	
	[1859] サモリ, シセ軍を離隊, 帰郷, ベレテ軍に参加	
1860	1 ベレテ軍を去り, グベン山中にこもる。カマラー族の警備兵となる	サモリの台頭
	2	
	3 サナンコロに進出, ニヤマ・カマラと戦闘・和解	
	4	
	5 シセ軍と同盟, ベレテ軍を倒す	
	6 シセ軍の攻撃を受け, トウコロに後退	
	7 サモリ軍反攻(~1868)	
	8 サモリ, ファーマを名のる	
	9	
1870	1	第1次帝国
	2 サモリ, ビサンドゥッグに本拠を移す	
	3	
	4	
	5 サランカラン地方を征服	
	6 プレ金鉱, サモリの支配下に	
	7	
	8	
	9	
1880	1 サモリ, モリウレドゥッグ王国の首都カンカンを攻略	神権政治
	2 カンカン市を占領(モリウレドゥッグ王国の崩壊)	
	3 フランス軍, ケニエラのサモリ軍を急襲するも不成功	
	4 フランス軍, バマコに基地建設	
	5 サモリ, アルマミを名のる	
	6 サモリ軍, ナファアデイのフランス軍基地を攻撃	
	7 サモリ, 神権政治を宣言, ケニエバ・クラ条約(フランスとの国境協定)締結。サモリの息子ジョレ・カラモコ渡仏	
	8 ビサンドゥッグ条約(86年条約の修正)締結。サモリ軍, テイエバ王国の首都シカソを包囲(~88年)。バンジュール内陸踏査(~88年)	
	9 シカソ攻略に失敗, 包囲を解く。帝国内各地に「大反乱」起こる。鎮圧(~89年)	
	10 ニャコに遷都, ニャコ条約(ニジュール川左岸を放棄)締結(2月)。サモリ, 同条約破棄(5月)	大移動 第2次帝国
1890	1 フランス軍, セグ市を占領(トゥクロル帝国の崩壊)	
	2 フランス軍, カンカン市, ビサンドゥッグ市を占領。サモリ軍, 東方に移動開始	
	3	
	4 バマコで和平交渉・決裂	
	5 サモリ軍, アブロン王国の首都ボンドゥック市占領, 黒ボルタ川まで進出	
	6 サモリ軍, クランゴ王国の首都ブナを占領, 英国軍と戦闘, ヘンダーソン大尉捕虜。サモリ, テイエバ王国と和平	
	7 ヘンダーソン大尉をアクラに送還。コング市攻略, ブナでフランス軍虐殺される。タバカラで和平交渉, 決裂	
	8 フランス軍, シカソ占領。サモリ, 西方に敗走, ゲウレの密林でサモリ逮捕	
	9	
1900	1 サモリ, 流刑地ガボンで病死	

(出所) Yves Person, *Samori: une révolution dyula*, IFAN-Dakar I: 1968, II: 1970, III: 1975, より筆者作成。

族の状況とは隔絶したものといえよう。ペルソンは、このサモリの事業を「ひとつのジュラ革命」と位置づけている。サモリは「村あるいはカフの水準においては社会的、政治的組織を変革することは全くなかった」が、マリンケ族社会を本拠に部族の範囲をこえた「国家的上部構造の建設」⁽¹³⁾を企図した。しかし「サモリは植民地主義の潮を前にして無能である自分をみいだした。しかし伝統の本質を救いだす期待から彼がひとつの妥協を容認するには、彼の事業はあまりに革命的であり、安定化した伝統に乏しかった。かくして、モシ王国の場合のように、保護領君主に自らを転態させ、伝統的構造を植民者に提供し、彼らにそれを利用させることをサモリは拒否することによって、消滅を誓われたのである」⁽¹⁴⁾とペルソンは評価している。

サモリというカリスマ的個人の強力な指導力に依拠したサモリ帝国の建設という事業は、それゆえにフランス軍によるサモリの逮捕をもって完全に崩壊した。それに代わってマリンケ族社会においても、その基底的政治単位であるカフの上部をおおうことになったのは、フランスによる植民地支配だったのである。

III 植民地行政区画の設定

フランスのコートジボワールに対する植民地侵略は、当初はセネガルのゴレ(Gorée)島、サン・ルイ(Saint-Louis)、つづいてギニアのコナクリ(Conakry)の軍事基地の管轄下で行われてきた。コートジボワールがこれらの基地から分離して「自治植民地」(colonie autonome)の地位を与えられたのはすでに述べたように1893年のことである。つづいて1904年には、A.O.F.(l'Afrique Occidentale Française <仏領西アフリカ>)にそれを構成する一行政単位として編入された。

フランスはコートジボワールの植民地行政を司る総督府を当初はグラン・バッサムに置き(その後、総督府は一時バンジュールビルに移されたのち、1934年

以降はアビジャンに置かれ、同市が植民地首都となる)、コートジボワール内の行政区画の設定に着手する。この植民地行政の区画設定は、これまで検討してきたコートジボワールの部族的構成にどのように対応し、これにどのような影響を及ぼすことになったのであろうか。

そこでまず注目しなければならないのは、今日のコートジボワール国の国境として継承されることになる仏領コートジボワールの境界そのものの画定である。19世紀末のヨーロッパ列強によるアフリカにおける植民地拡張競争の時代、コートジボワールの場合、まず問題になったのは東部の英領植民地ゴールドコースト(今日のガーナ国)との境界である。この境界は、英仏の植民地拡張競争の結果、両国の妥協の産物として、その意味で人為的につくりあげられたという要素が強い。それを象徴的に示しているのは、アニエ族の一分枝によって建設されたンデニエ(N'dénié)王国をめぐる英仏両国の角逐であった。このンデニエ王国は、北部サバンナ地帯からボンドゥクを経てアシニの沿岸に至る伝統的な交易路に位置していたので、この王国の帰属は英仏両国にとって重視されたのである。ンデニエ王国はそれまで英領内のアシャンティ連合の影響下にあり、同連合と密接な関係(ンデニエ国王の即位は、1880年まではアシャンティ連合の首都クマシの王の代理人の臨席のもとに行われていた)を保っていたが、フランスは同国の政治的独立性を主張し、同国をアシャンティ連合から切り離し、コートジボワール領内に編入しようと企図した。1893年、この問題はフランスの主張が通ったかたちで英仏間では一応の決着をみたが、その後ンデニエ王国自体のフランスに対する反乱などもあって、英仏両国は何度も話し合いを繰り返さなければならなかった。この地域の部族構成を無視したこのような植民地境界の画定は、結局、当該住民によっては事実上、無視され、その後も国境をまたいで地域住民は自由に往来していたといわれている⁽¹⁵⁾。

北部の境界、仏領スーダン(今日のマリ国)、オートボルタ(今日のブルキナファソ国)とのそれらは、両者とも同じ仏領西アフリカに属している植民地間の境界ということもあって、最終的に現在の位置に確定したのは第2次世界

大戦後の1947年になってからであった。

以上のように他地域との境界については不確定な部分を残したまま、コートジボワール植民地政府は領土内の行政区画の整備を推進していった。植民地政府は、県 (cercle)、郡 (subdivision)、区 (canton)、トリビュ (tribu)、村 (village)、市 (commune) という行政区画単位を設定した。政府統計によれば、植民地時代の末期、1956年においてコートジボワールは、19の県、49の郡、258の区、8051の村と、アビジャン、ブアケ、グラン・バッサムの3市から編成されている(トリビュの数は示されていないが、これまでに検討した個別の部族のトリビュの規模からみて、その数は全土で1000を優にこえていたものと推計される)。

これらの行政区画の基本的枠組みは植民地時代の初期に確立され、その後は基本的には変更されることなく独立まで継承された。県の水準での変化についていえば、1954年にアボワソ (Aboisso)、56年にはブアフレ (Bouaflé) が、さらに37年以降、郡に格下げされていたオジェンネ (Odienné) が、それぞれ県に昇格した程度である。

この県の水準で、植民地行政区画は植民地化前の部族構成にどの程度対応するものであったのだろうか。利用しうる資料としては、1947年当時の各県別の部族構成を示した統計がある⁽¹⁶⁾。それによると、当時存在した16の県のうちひとつの部族がその県の人口の7割をこえている県は、アバングル県(アニ族83%)、アボヴィル県(アキエ族〈アベ族を含む〉84.3%)、ブアケ県(パウレ族78%)、ガニョア県(ベテ族72.5%)、ディンボクロ県(パウレ族72.5%)、グラン・ラウ県(ディダ族〈ゴディエ族を含む〉79.2%)、カチオラ県(タグワナ族〈ジミニ族を含む〉86.9%)、コロゴ県(セヌフォ族70.5%)、セゲラ県(マリンケ族〈コヤ族を含む〉82.2%)、タブ県(クル族〈ゲラ族を含む〉88.8%)の計10県と過半を占めている。コートジボワールの最大部族であるパウレ族は、ブアケとディンボクロの2県にまたがって人口の7割以上を占めている。上記の資料には「区」以下の区画の部族構成についての具体的数字は示されていないが、区別の人口統計に付記されている各区の「支配的部族」(groupe ethnique

dominant)の名をみると、区の水準ではその住民は部族的にはさらに純化しているものと推察される。

この点についてバウレ族とゲレ族の場合について、第3章で利用した両部族についての調査報告書によってもう少し詳細に検討してみよう。

1. バウレ族

フランス植民地政府は「既存の領土的構造をほとんどそのまま継承したが、伝統的な権威の基盤となっていた諸原理については根本からくつがえした」⁽⁴⁷⁾という。いわゆるバウレ族の国は、植民地政府によってブアケ、ラギューン、ディンボクロ、ダロアの4つの県に分割されることになった。1947年当時、ブアケ県は、グロ族を主要部族とする5つの区からなるズエヌラ郡 (Subdivision de Zuénoula, ズエヌラ郡は同じくグロ族が主要部族であるダロア県のサンフラ郡とともに1956年に分離独立してブアフレ県となる) を含んでいたが、その他の19の区と1市(ブアケ市)からなる4つの郡は、バウレ族の国に属していた。ラギューン県の場合は、バウレ族とアニ族が共住する2つの区からなるティアサレ郡以外の他の3つの郡は、バウレ族の国の領外であった。ディンボクロ県の17区のうち13区がバウレ族の区であった。ダロア県に関していえば、21の区のうちバウレ族の区はひとつだけである。以上のように、バウレ族の場合は主にブアケ県とディンボクロ県に包含されたのであるが、植民地化前の領土的範囲は県の水準では若干のズレが存在し、完全なかたちでは尊重されなかったといえる。

県の下位区分である各郡の境界はバウレ族の伝統的な領土的単位とはあまり関係なく、軍事的征服時に各所に建設された軍事基地の所在地を中心に編成された。しかし郡を構成する区の場合では、バウレ族の伝統的な領土的単位であったメ(表3-1参照)が存在したところでは、その境界が尊重された。メは区の領土的な境界としては尊重されたが、その首長については、植民地政府は「……伝統的な首長制の継承に関する諸原理を、少なくとも植民地化

の初期にはあまり尊重しなかった。植民地政府は彼らの命令に忠実な彼らの部下——通訳，ボーイ，旧兵士など——を首長として住民におしつけた。あるいは，正統的な首長であると主張する陰謀家の権力濫用を放任していた」⁽¹⁸⁾という。

区という行政区画は，植民地体制下においては植民地支配者側と住民との間の行政的な接点であったと考えられる。それより上位の郡，県は植民地支配者側が掌握している支配者側の機構であり，住民にとってはその意味では外部的な存在であった。区の下にはトリビュ，村という行政単位が存在したが，これらについてはバウレ族の伝統的な単位アパスア，クロが，ほぼそのまま継承された。それぞれの単位を統轄する長についても，住民の伝統が尊重されたいが，年月の経過とともに彼らは次第に植民地行政機構を支える末端の最下級官吏に，実質的には変質していった。またバウレ人の側においても，植民地政府がそれらの長に期待し予定している機能の性格を知って，真の首長ではない身代りの首長を出して状況に対処するということがあったという。

2. ゲレ族

表4-4は，植民地化以降に設定された行政区画とゲレ族のプロア・ドリユ，プロア（表3-1参照）との関連を示したものである。後述するように，コートジボワールの行政区画は1960年の独立以降，再三にわたって改変されてきたが，末端の区に関しては植民地時代からほとんど変化していない。ゲレ族の場合をみても，独立以後の変化としては，ブルノ(Blouno)区が1区創設されただけで，その他の21区は独立以前から継承されている。1969年6月以降，ゲレ族は22の区からなり，7つの郡を構成し，バンゴロ郡（表4-4のI）とログアレ郡（同II）はマン県に，その他の5郡はギグロ県にそれぞれ属している。植民地時代には，21の区が3つの郡を構成し，そのいずれもがマン県に属していた。

いずれにしろ、区の水準でブローアとの対応関係をみてみると、ひとつの区に他のブローアとともに編入されているものが、35ブローアのうち21ブローア、ひとつのブローアが2つの区に分断されているものが7ブローア、ひとつのブローアがそのまま区になっているものは7ブローアとなっている。同様に郡の水準でブローア・ドリユとの対応関係をみてみると、行政区画にはゲレ族のブローア・ドリユというまとまりは全く反映していないことが分かる（表4-4）。

以上に紹介した2つの部族の側からみても、植民地行政区画の設定は、基底部の村から区の水準までは、その地域の部族的な領土的単位がおおむね尊重されたとみてよいであろう。しかし、その政治的な自立性は次第に失われていったといえよう。またこの行政区画の設定は、それゆえにその時点でコートジボワールの諸部族の領土的境界を固定し、それ以後の流動を凍結するという役割も果たしたのである。

最後に、1960年の独立以降実施された行政区画の改定について簡単にふれておこう⁽¹⁹⁾。

1960年の独立前後から、82年までに数回にわたって次のような行政区画の改定を行っている。

- (1) まず独立直前の1959年3月、それまで存在していた19の県 (cercle) を廃止し、西、中西部、中部、南の4つの県 (département) に統合した。
- (2) 独立直後の1960年9月、前年3月に廃止した19の県を19の郡 (sous-préfecture) として復活した。
- (3) 同年11月、19の郡は一挙に100に分割された。これらは、植民地時代の49の郡 (subdivision) を基礎に、これらに51の新しい郡を旧郡を分割し創設したものであった。これによって、1960年9月に郡として復活した植民地時代の19の県という行政区画は、再び事実上、消滅した。
- (4) 1963年までの間に、郡の数は100からさらに13が創設され113郡となった。1963年、これまで4つであった県は、6つに編成変えされた。
- (5) 1969年6月、それまで6つであった県は24県に編成変えされた。

表 4-4 ゼレの国の行政区画

郡名 (Sous-Préfecture)	区名 (Canton)	人口		Bloaとの関係 ¹⁾	植民地時代の郡名 (Subdivision) ³⁾
		小	計		
I Bangolo	1. Zibiao	12,187		1, 2, 3, 4, 5 = (1) = Iの一部	Duékoué (No.1~7 ただし No.5を除く)
	2. Tahouaké	7,068		= (2) = Iの一部	
	3. Zagna	15,682		= IIIの一部	
	4. Zéribaon	7,678	42,615	= IVの一部	
II Logoualé	5. Blouno	2,422	2,422	= IVの一部	
	6. Zagné	16,783		8, 9, 10, 11, 12 = II	
III Duékoué	7. Duékoué-Central	12,294	29,077	15, 16, 17, 18 = IIIの一部	
	8. Zaké-Biao	8,262		19	
IV Guiglo	9. Gloukouion	1,149		26	Guiglo (No.8~16)
	10. Zahon	1,946		25	
	11. Goum-Biao	2,165		24	
	12. Fiéou	2,079		30の一部	
	13. Doo	1,614	17,215	31の一部	
	14. Niahoh	3,253		30の一部	
	15. Taï	242	3,495	31の一部	
VI Bloléquin	16. Zéribaon	4,173		23	Loulépleau (No.17~22)
	17. Néao-Biao Nord	4,772		= IVの一部	
	18. Néao-Biao Sud	6,615		= IVの一部	
	19. Bou	3,899	20,794	= IVの一部	
VII Toulépleu	20. Nidrou	7,260		32の一部	
	21. Toulépleu	11,998		33と32の一部	
	22. Bakoubi	3,899	23,157	34と35の一部 ²⁾	
総計		141,179			

(注) 1) Bloaの総数は35。1, 2, 3, 4 ……と表記。

Fédérationの数は2。(1), (2)と表記。

Bloa-Dru番号は4。I, II, III, IV

と表記。

2) 35の他の一部はリベリア国側に居住

3) カッコ内は当該郡に属する区No

(出所) A. Schwartz, *Tradition et changements dans la société Guéré*, Paris: ORSTOM, 1971, pp. 249-250.

(6) さらにその後、1982年までに県の数は35（アビジャン市を含む）に、郡の数は63年時点の113郡から163郡（アビジャン市を含む）に増加した。

表4-5は植民地時代の行政区画の郡を基礎に、独立後の1969年、82年、87年時点におけるそれらとを対照したものである。

この表からいえることは、独立後も植民地時代の枠組みが基本的には継承されてきたということ、そして独立後の行政区画の改定には種々の要因が考えられるが、総じていえばとくに163に増加した郡の数は、コートジボワールの部族構成を反映して、植民地時代の258という区の数に近づきつつあるということである。

IV まとめ

以上、コートジボワールにおけるフランスの植民地政策を、部族構成との関連で、その初期の保護領条約の締結、それに続く内陸部の軍事的征服、さらには植民地行政のための行政区画の設定などについて検討した。

保護領条約の締結の際に登場した現地住民側の主体は、どのような規模、性格のものであったのか。それらはいずれも、今日、コートジボワールで部族 (ethnie) とよばれているものよりも、はるかに小さい規模のものであった。コンゴ国の場合も国王ワタラの権威は、コンゴ市をこえてジュラ人を通じて各地に広がっていたとはいえ、ジュラ族全体を代表していたとみなすことはできないだろう。またジュラは、ほかの諸部族と同じような意味でひとつの部族とみなすことができるか検討の余地がある。彼らは出自的にマリンケ族に属し、少なくともその初期は長距離交易路に点々と移り住むようになった商人という職能集団的性格を有していたからである。

アモン・ダビイが提示する資料には、条約締結者としてエブリエ族のゴト（エブリエ族は9つのゴトからなる〈第3章II節参照〉）の名がみえる。アンデニエ国、ベティエ国、アラングア国、ヤカセ国などは、いずれもアニ族に属す

表 4-5 コートジボワールの行政区画の変遷

1958		1969	1982	1987	
Cercle(県)	Subdivision(郡)	Département(県)	Département	Département	
1 Korhogo	1 Korhogo	1 Korhogo	1 Korhogo	1 Korhogo	
	2 Boundiali	2 Boundiali	2 Boundiali	2 Boundiali	
	3 Ferkessédougou	3 Ferkessédougou	3 Tengréla	3 Tengréla	
	4 Odienné	4 Odienné	4 Ferkessédougou	4 Ferkessédougou	
	2 Odienné	5 Bouaké	5 Bouaké	5 Odienné	5 Odienné
		6 Béoumi		6 Bouaké	6 Bouaké
	3 Bouaké	7 M'bahiakro			7 Béoumi
		8 Bocanda			8 M'bahiakro
		9 Toumodi			9 Sakassou
		10 Tiébissou			10 Toumodi
4 Dimbokro		11 Dimbokro	6 Dimbokro	7 Dimbokro	11 Yamoussoukro
		12 Daoukro			12 Dimbokro
5 Katiola		13 Bongouanou		8 Bongouanou	13 Daoukro
		14 Katiola	7 Katiola	9 Katiola	14 Bongouanou
6 Bouaflé		15 Dabakara		10 Dabakara	15 Katiola
		16 Bouaflé	8 Bouaflé	11 Bouaflé	16 Dabakara
	17 Sinfra			17 Bouaflé	
	18 Zuénoula	19 Touba		12 Zuénoula	18 Sinfra
			9 Touba	13 Touba	19 Zuénoula
	7 Man	20 Man	10 Biankouma	14 Biankouma	20 Touba
		21 Toulépleu	11 Man	15 Man	21 Biankouma
		22 Danané	12 Danané		22 Man
		23 Guiglo	13 Guiglo	16 Danané	23 Bangolo
		8 Sassandra	24 Duékoué		17 Guiglo
25 Sassandra			14 Sassandra	18 Sassandra	25 Guiglo
9 Tabou		26 Soubré		19 Soubré	26 Duékoué
		27 Tabou			27 Sassandra
10 Séguéla		28 Séguéla	15 Séguéla	20 Séguéla	28 San Pédro
		29 Mankono		21 Mankono	29 Soubré
11 Daloa	30 Daloa	16 Daloa	22 Daloa	30 Tabou	
	31 Vavoua			31 Séguéla	
12 Gagnoa	32 Issia		23 Issia	32 Mankono	
	33 Gagnoa	17 Gagnoa	24 Gagnoa	33 Daloa	
13 Bondoukou	34 Tiassaré		25 Oumé	34 Vavoua	
	35 Bondoukou	18 Bondoukou	26 Bondoukou	35 Issia	
14 Grand-Lahou	36 Bouna		27 Bouna	36 Gagnoa	
	37 Abidjan	19 Abidjan	28 Abidjan	37 Oumé	
	38 Grand-Lahou			38 Bondoukou	
	39 Dabou			39 Bouna	
	15 Agboville	40 Agboville	20 Agboville	29 Agboville	40 Tanda
		41 Divo	21 Divo	30 Divo	41 Abidjan
	16 Abengourou	42 Lakota		31 Lakota	42 Grand-Lahou
		43 Abengourou	22 Abengourou	32 Abengourou	43 Sikensi
	17 Aboisso	44 Alépé			44 Agboville
		45 Adzopé	23 Adzopé	33 Adzopé	45 Divo
18 Lagues	46 Aboisso	24 Aboisso	34 Aboisso	46 Lakota	
	47 Adiaké			47 Abengourou	
19 Grand Bassam	48 Bingerville			48 Agnibilékrou	
	49 Grand Bassam			49 Adzopé	
				50 Aboisso	

(出所) Robert D. Tice, "Administrative Structure, Ethnicity, and Nation-Building in the Ivory Coast," *Journal of Modern African Studies*, Vol. 12, No. 2, 1974. *Atlas de la Côte d'Ivoire*, Paris: Les Editions Jeune Afrique, 1983. および *Fraternite-Matin*, 28 novembre 1990, より筆者作成。

る数カ村からなる小国である。ボンドゥック国は、アブロン族の交易都市で、その性格はジュラ族のcong市に似ている。そのほか、手元の資料では確認しえないものもあるが、総じて保護領条約の締結に際して登場した主体は、今日、部族とよばれているものよりもはるかに小規模の、その部族のひとつの村ないしは数個の村のまとまりの代表者たちであったといえよう。その集団、およびその代表者たちに対するフランス側の呼称は、国 (Etat, pays)、領土 (territoire)、市 (ville)、村 (village)、王 (roi)、首長 (chef) などさまざまであるが、それらを使い分ける統一的な基準が存在していたようにはおもわれぬ。相手方に対する一定の正確な評価よりも、西欧列強間の植民地拡張競争において、それらを証拠文書としていかに権威づけるかということに努力は傾注されていたのであろう。

内陸部の軍事的征服は、その拠点への軍隊の進駐そのものは平穩に行われた場合が多く、植民地支配が徴税、夫役義務などを通じて住民に直接かかわりをもつ段階になってから、それらに対する抵抗、武装蜂起が起り、植民地軍に鎮圧されるというケースがほとんどであった。軍事的進駐それ自体は比較的平和裡に進行したということは、その地域にそれを許容する権力的な真空地帯が存在していたということ、あるいは空間の占有というかたちでの権力が存在しなかったことを示しているものと解釈される。また抵抗運動、武装蜂起が発生した場合、植民地軍側の資料によるかぎり、その主体はやはり村ないしは数個の村のグループであり、今日、部族とよばれているものの規模での動きはみられなかったといえよう。さらにバウレ族の場合のように、同じ部族内にあっても、植民地軍の通過、進駐に友好的な態度を示す村もあれば、敵対する村もあり、その対応は一樣ではなかった。したがってもしフランスが、植民地化の初期に沿岸部で展開したような外交的手段を用いて今日のコートジボワール全土を自らの手中におさめようとしていたならば、おそらく数千の異なる集団の代表と、それだけの数の条約を締結しなければならなかったであろう。

以上のような点から推論できることは、植民地化前夜、コートジボワール

の住民は少なくとも政治的には村ないしは数個の村のまとまり以上には統合されていなかったということである。それでは、今日、コートジボワールで部族とよばれているものは、何を意味していたのであろうか。それは植民地化以後、フランス植民地政府当局が、植民地行政の必要から、あるいはフランスの人類学者たちが研究の必要から行った地域住民の分類にすぎず、そのように分類された人びとにとっては現実的な意味を全くもたない虚構にすぎなかったのであろうか。たしかにゲレ族の場合のように、その名と範囲が今日一般に認められているものとして確定したのは、植民地化以降のことであり、そこに植民地政府当局が介在していた場合もある。さらに、各部族の自称と他称の差異、領土的境界などを整理し、今日、公認されているようなものに一般化したのは、明らかに植民地政府当局であった。今日では、その一般化した部族名が他称に由来する場合でも、その部族に属する人びとは少なくとも都市にあってはその部族名を用いるようになっている。日本人が英語世界では、Japaneseと自称するのと同様である。

そこで、ここであらかじめ注意しておくべきことは、それらの部族的単位が植民地化以降の創作であった場合でも、半世紀にわたる植民地時代は、コートジボワール住民にとってはひとつの歴史であり、それが今日の状況を規定する枠組みとなることは当然にありうることである。

しかし、植民地政府当局によるこれらの一般化は、全く根拠のないところにうちたてられた虚像であったともいえない。またディダ族についてテレが指摘しているように、コートジボワールの住民は村あるいは数個の村のまとまり以上に政治的には統合されていなくとも、だからといってその範囲のなかで彼らは孤立して生活していたわけではない。そのような小さな単位の連鎖として無限定な小宇宙が存在していたといえよう。それらの小さな単位(村あるいは数個の村のグループ)が、相互の交流、相互作用によって作りだした関係の網の目の比較的濃密な小宇宙が存在していたようにおもわれる。その具体的な証拠としては、各部族において比較的共通している言語、親族組織、また、ディダ族におけるユル、エブリエ族におけるアマンドなどをあげるこ

とができる。さらに部族という範囲をこえて、これらの小さな単位の連鎖の糸の役割を果たしていたのは、ジュラ族であった。彼らはすでに植民地化以前から、長距離交易に携わる商人として各地に点在しこの連鎖の糸の役割を果たしていた。

植民地化前夜におけるこのような流動的な状況は、明らかに沿岸側からのヨーロッパ勢力の到来、浸透と無関係ではなかったであろう。そしてこの衝撃が引き起こしたこの地域の社会変動のひとつのクライマックスとして、サモリ帝国の形成と崩壊を位置づけることができよう。サモリは、今日のギニアの東北部を本拠地として強力な軍隊を組織して周辺地域に急速に勢力を拡大し、ジュラ族の cong 市も一時はその支配下に入った。彼のなかに宿った野望は、相互に自立的な村ないしは数個の村のグループの上に、西欧的な意味での中央集権的な領域国家を建設することであったであろう。しかしサモリの企図は、フランス軍の侵入によって挫折させられる。したがって一時はサモリ帝国の支配下に入った地域も、サモリ帝国支配以前の状況にもどった。

そして植民地化前夜、のちにコートジボワール国となるこの地域は、その文化的系譜、移民の系譜などから、今日、部族とよばれている集団に大別しうる村ないしは数個の村のグループというきわめて零細な、しかし相互に自立的な政治的単位が共存しているという状況にあったといえよう。そしてそれらの分布図は、それらの小単位のいわば分子運動のために流動的であり、たえず変動していた。

このような状況に対して、フランスによる植民地化、とくに植民地行政区画の設定は何を意味していたのであろうか。この地域全体がフランス植民地政府の一元的な支配のもとに置かれたことによって、前述の分子運動は停止させられた。それまで村ないし数個の村のグループの占有空間の外側に存在していたであろう無主地は、観念的には植民地政府が所有するものとなった。それらの無主地は、小規模な集団の分子運動のなかで生じた圧力を軽減、解消する間隙として機能していたに違いない。村や数個の村のグループの内部、あるいはそれらの小単位間の関係の変動は植民地化の時点で凍結され、かつ

整序されてその基礎の上に立つ部族もこの時点で固定されかつ全土的に認知された。しかし領土的には法制的に部族の名によってその空間を占有する権利は認めなかった。植民地政府の支配下に入った領土は、各部族の土地占有状況に配慮しつつも、一元的な行政のもとに置かれる純粋に地理的な行政区画に分割されたのである。

[注] _____

- (1) F. J. Amon d'Aby, *La Côte d'Ivoire dans la cité africaine*, Paris: Editions Larose, 1951.
- (2) Ibid., pp. 169-171.
- (3) Cl. Meillassoux, *Anthropologie économique des gouros de Côte d'Ivoire*, Paris: Mouton & Co., 1964, p. 293.
- (4) Ibid.
- (5) Ibid.
- (6) Ibid., p. 294.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid., pp. 294-295.
- (9) Ph. et M.-A. de Salverte-Marmier, "Les étapes du peuplement," Ministère du Plan, *Etude régionale de Bouaké 1962-1964*, 1965.
- (10) Ibid., p. 53.
- (11) Ibid., pp. 52-54.
- (12) Yves Person, *Samori: une révolution dyula*, IFAN-Dakar, I: 1968, II: 1970, III: 1975.
- (13) Ibid., III, p. 2046.
- (14) Ibid., III, pp. 2049-2050.
- (15) Christian Forlacroix, "La pénétration française dans l'Indénié (1887~1901)," *Annales de l'Université d'Abidjan*, 1969, Série F, Tome 1, Fascicule 1, pp. 91-136.
- (16) Ministère du Plan, *Inventaire économique de la Côte d'Ivoire 1947-1956*, Abidjan, 1958, p. 27, tableau No. 7.
- (17) Ph. et M.-A. Salverte-Marmier, "Les étapes...", p. 199.
- (18) Ibid., p. 207.
- (19) 詳しくは, Robert D. Tice, "Administrative Structure, Ethnicity, and Nation-Building in the Ivory Coast," *Journal of Modern African Studies*, Vol. 12, No. 2, 1974, pp. 211-229, を参照のこと。